

## 令和7年第11回大分市教育委員会会議録

1 日時 令和7年11月19日(水) 午後13時30分から午後15時00分まで

2 場所 大分市役所第2庁舎6階 教育委員室

3 出席者 教育長 栗井 明彦  
二番委員 岡田 史絵  
三番委員 廣津留 すみれ  
四番委員 上杉 美穂子

### 4 出席事務局職員

教育部長	永野 謙吾
教育部次長兼社会教育課長	清水 篤
教育総務課長	中山 英人
学校教育課長	安部 桂司
学校施設課長	武藤 英二
体育保健課長	三島 浩昭
人権教育推進課長	高橋 秀徳
文化財課長	安東 孝浩
大分市教育センター所長	赤峰 竜二
美術振興課長	野田 智佳
教育総務課参事	佐藤 靖寿
児童生徒支援課参事	松尾 賢吾
児童生徒支援課主幹	三好 寛
児童生徒支援課指導主事	久保 仁史
美術振興課参事	岩尾 徳信
子ども企画課参事補	鶴上 浩
保育・幼児教育課主査	小野 輝明

### 5 書記

教育総務課参事補	石川 仁美	教育総務課主査	和田 宏
教育総務課主査	松下 祐介	教育総務課主任	金田 紗耶子

6 傍聴人 1名

### 7 議題

#### (1) 議案

(教議第61号) 令和7年度12月補正予算について

(教議第62号) 大分市立学校職員の給与に関する条例の一部改正について

(教議第63号) 大分市立学校体育館等使用料条例の一部改正について

(教議第64号) 大分市今市健康増進センター条例の一部改正について

(教報議第13号) 令和8年度当初予算について

(教報議第14号) 大分市美術館協議会委員の委嘱について

(2) 報告事項

(1) 賀来小中学校施設整備事業におけるスケジュールの変更について

(2) 明治小学校施設整備事業について

(3) 令和8年度大分市立幼稚園入園願書提出状況について

(4) 大分市立学校における働き方改革推進計画―第三次―について

(5) 賀来小中学校施設整備事業に係る校名について

(6) 文部科学省「令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」における大分市の調査結果及び

第5回大分市いじめ防止こどもサミットに係る事前アンケートの結果について

(7) 大分市教育施設整備保全計画(素案)について

(8) 第2回大分市立中学校部活動地域展開推進委員会について

(9) 「大分市こどもの読書活動推進計画(第五次)」の素案について

(10) 植田公民館整備事業について

(11) 大分市立学校教育情報化推進計画の改定について

8 会議の概要

教育長

ただいまより、令和7年第11回大分市教育委員会を開会いたします。

(午後13時30分 開会)

本日は、傍聴者の方がいらっしゃるようですが、遵守事項に従って、静粛に傍聴いただきますようお願いいたします。

本日は林委員、古賀委員が欠席しておりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、構成員の過半数が出席しているため会議は成立していることを宣告いたします。

本日の署名委員を二番委員、四番委員にお願いします。

それでは、ただいまより議案審議に入りますが、教議第61号「令和7年度12月補正予算について」から教報議第13号「令和8年度当初予算について」及び報告事項(1)「賀来小中学校施設整備事業におけるスケジュールの変更について」、報告事項(2)「明治小校施設整備事業について」につきましては、意思形成過程の段階にある案件であり、現時点で外部に公表しますと誤解を招く恐れがあることから、審議及び報告を秘密会とすることを発議いたします。

賛成の方は挙手をお願いします。

全委員 教育長	<p>(挙手)</p> <p>全委員賛成と認め、教議第61号から教報議第13号及び報告事項(1)、報告事項(2)は秘密会とします。残りの議案審議及び報告のうち、秘密会の議案審議及び報告を行うことといたしますが、よろしいでしょうか。</p>
全委員 教育長	<p>(了承)</p> <p>それでは、教報議第14号「大分市美術館協議会委員の委嘱について」を議題といたします。</p> <p>事務局、説明をお願いします。</p>
美術振興課長	<p>教報議第14号「大分市美術館協議会委員の委嘱について」ご説明申し上げます。</p> <p>本案は、大分市美術館協議会委員につきまして、選出団体の役員の退職に伴い、後任の委員を委嘱いたしましたので、ご報告し、ご承認をいただこうとするものでございます。</p> <p>なお、今回委嘱いたしました委員の任期は、前任者の残任期間となっております、令和8年4月30日まででございます。</p> <p>以上でございます。</p>
教育長	<p>ご質問などございませんか。</p>
全委員	<p>(なしとの声)</p>
教育長	<p>それでは採決いたします。教報議第14号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
全委員	<p>(異議なしとの声)</p>
教育長	<p>ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。</p> <p>それでは次に、報告事項3点目「令和8年度大分市立幼稚園入園願書提出状況について」は、説明に必要な職員として、こども企画課及び保育・幼児教育課職員の出席について、大分市教育委員会会議規則第18条第1項の規定によりお諮りいたします。賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
全委員 教育長	<p>(挙手)</p> <p>全委員賛成と認め、こども企画課及び保育・幼児教育課職員の出席を認めます。</p>

教育長  
教育総務課長

それでは事務局、説明をお願いします。

報告事項3点目「令和8年度大分市立幼稚園入園願書提出状況について」ご報告申し上げます。

タブレット内の関係資料をご覧ください。

令和8年度の市立幼稚園園児募集につきましては、11月4日から17日までの間に各園で受付を行った結果、合計99名から入園願書の提出がありました。各園の提出状況につきましては、関係資料のとおりです。

このうち、5歳児の入園願書が0名であった豊府幼稚園、戸次幼稚園及び坂ノ市幼稚園につきましては、平成30年7月に策定した「大分市立幼稚園及び保育所の在りの方針」に定める「休園・統廃合基準」の基準3（園児募集終了時点で4名以下の幼稚園は休園対象）に該当するため、令和8年度も今年度に引き続き休園となります。

なお、同方針に基づき、当該幼稚園につきましては、各地区公民館区域内に1園のみの私立幼稚園となるため、例外規定に従い次年度以降も園児募集を継続する予定です。

説明は、以上でございます。

ご質問などございませんか。

教育長  
全委員

(なしとの声)

教育長  
学校教育課長

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

報告事項4点目「大分市立学校における働き方改革推進計画―第三次―について」について、ご報告申し上げます。

タブレット内の関係資料をご覧ください。

7月の本委員会においても、ご説明させていただきましたが、本日は、策定に係る概要をご報告いたします。

はじめに、1の計画策定の趣旨についてですが、本計画は、これまでの取組を継承・発展させるとともに、「公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」を踏まえ、教職員の働き方改革を一層推進し、こどもと向き合う時間の確保と教育の質の向上を図ることを目的としております。

次に、2の位置付けについてですが、本計画は、「給特法等一部改正

法」により新たに規定された第8条に基づく「業務量管理・健康確保措置実施計画」としての役割も担うことから、(仮称)「大分市立学校における働き方改革推進プラン」として位置付けております。

次に、3の目的についてですが、学校業務の効率化を図るとともに、地域との協働体制の構築が不可欠であるとの認識の下、「学校における働き方改革を総がかりで推進することにより、教育の質の維持・向上を図る」こととしております。

次に、4の期間についてですが、大分市総合計画、大分市教育大綱、大分市教育ビジョンといった上位計画の期間が5年であることを踏まえ、計画期間を令和8年度から令和12年度までの5年間としております。

次に、5の基本方針についてですが、目的の達成に向け、教職員の意識向上、業務改善の推進、地域との協働の3つの視点から基本方針を定めました。

次に、6の評価指標についてですが、現行計画は、時間外在校等時間について単一の指標を用いておりましたが、国の指針において示された目標や上限時間を踏まえるとともに、教職員のワーク・ライフ・バランスや働きがい、心身の健康確保等を考慮し、多面的な評価指標へと見直しております。

次に、計画の推進に向けた取組についてですが、基本方針の実現に向けて、11項目の取組を設定しております。

その主なものとしましては、まず、基本方針1「(3) 教頭職を中心とした働き方改革の推進」につきましても、6月の本委員会においてご報告したとおり、教頭職の時間外在校等時間が多いという課題が明らかとなっておりますことから、新たな取組項目として設けました。

特に、紙媒体から電子媒体への移行を含め、学校への調査・依頼事項の内容や方法を見直す「調査・依頼事項等の精査・精選」や校内の協力体制による「学校施設業務の在り方の検討」等を通じて、教頭職の業務負担軽減に取り組んでまいります。

次に、基本方針2の「(6) デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進による業務の効率化」につきましても、先ほど申しあげた「調

査・依頼事項等の精査・精選」に加え、チラシ等の紙媒体から電子媒体への変更に取り組むとともに、現行システムが令和8年度（2026年度）までの運用を予定していることから、令和9年度（2027年度）以降のシステムの在り方について検討してまいります。

最後に、基本方針3の「(11) 保護者や地域等からの過剰な苦情や不当要求等への対応」につきましては、文部科学省の示す「学校と教師の業務の3分類」において、「学校以外が担うべき業務」として位置付けられたことを受け、対応の在り方について検討を進めてまいります。

今後は、学期末に開催予定の校長会を通じて意見聴取を行い、令和8年2月の教育委員会において最終案を上程する予定でございます。

教育長  
三番委員

ご質問などございませんか。

文科省が示す3分類の業務の分け方もそうですし、残業時間が月45時間以下の教職員の割合が100%を目指すというのも指針として出されています。5年間で、例えば時間外在校等時間が360時間を超える教職員の割合が30%以内となっていますが、5年間あつたらそれ以上を目指してもいいと思いますし、現行の80時間越えが0.7%を0%にするのももちろんのことですし、目標値を超える勢いで、1年間で達成するくらいの気持ちで臨んでいくのが大切だと思います。是非、基本方針1、2、3とありますけど、一つずつ丁寧をお願いいたします。

教育長  
学校教育課長

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

報告事項5点目「賀来小中学校施設整備事業に係る校名について」ご報告申し上げます。

タブレット内の関係資料をご覧ください。

報告事項3点目「賀来小中学校施設整備事業に係る校名について」ご報告申し上げます。

賀来小中学校につきましては、現在、進めております施設一体型校舎への施設整備に伴い、義務教育学校に移行することとしており、今後、大分市立義務教育学校設置条例の改正に向けて、学校名の変更手続きを行ってまいります。

義務教育学校とは、平成28年4月に制度化された新しい学校種であ

り、本市では、碩田学園が県下初の義務教育学校として平成29年4月に開校いたしました。

義務教育学校におきましては、小中学校の学習指導要領を踏まえた上で、義務教育9年間を見通した柔軟な教育課程を組み立てることができ、国への特例申請なしに独自教科の設定をすることも可能となります。

義務教育学校へ移行することにより、独自のカリキュラム編成や豊かな人間性・社会性の育成、こどもたちと向き合う時間の確保などの面におきまして、賀来小中学校でこれまで進めている小中一貫教育をさらによりよいものへ進めることが期待できると考えております。なお、義務教育学校への移行後も、こどもたちの基本的な学校生活に大きな変更はございません。

本年5月時点で義務教育学校は全国に262校ございますが、学校名につきましては、碩田学園のように「学園」が付く学校が全体の約6割の161校、次いで、賀来小中学校のように「小中学校」が付く学校が全体の約2割の50校です。

校名案の作成における参考意見とするために、一般募集を予定しており、スケジュールといたしましては、11月中に学校説明や地元説明を行ったのち、12月に募集期間を設け、集約後は、応募状況を学校や学校運営協議会にも情報共有したのち、2月の教育委員会において、応募された意見をもとに検討し、6月議会の承認を経て、決定することといたします。

校名の募集に関するチラシでございます。応募期間は、12月1日から24日まで、対象者は、賀来小中学校の児童生徒・教職員、卒業生、保護者、賀来小中学校区にお住まいの方です。応募方法は、二次元コード又は応募用紙により、回答することとしております。

今後、児童生徒や保護者、地域の方々に対して、学校を通じて校名募集のお知らせすることとしております。以上であります。

ご質問などございませんか。

(なしとの声)

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

教育長  
全委員  
教育長

報告事項6点目「文部科学省『令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査』における大分市の調査結果及び第5回大分市いじめ防止こどもサミットに係る事前アンケートの結果について」ご報告申し上げます。

タブレット内の資料をご覧ください。

本調査は、文部科学省が生徒指導上の諸課題の現状を把握することにより、各学校における生徒指導上の取組のより一層の充実に資するとともに、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見、早期対応と不登校児童生徒への適切な支援につなげていくことを目的として、毎年実施しているものでございます。

この度、文部科学省が調査結果を公表いたしましたので、公立小・中学校における児童生徒の暴力行為、いじめ、不登校の概要について、本市の集計結果を、順次ご報告いたします。

なお、義務教育学校については、前期課程を小学校に、後期課程を中学校に含めています。また、それぞれの調査結果につきましては、経年変化が分かるように過去の数値も掲載しております。

2（1）暴力行為の発生件数の推移をご覧ください。報告のあった暴力行為は、小学校164件、中学校94件で、合わせて258件でございました。

前年度と比較しますと、小学校では7件、中学校では36件、計43件の増加となっております。

暴力行為の増加の要因といたしましては、小中学校の生徒間暴力において、「いじめの態様」のうち、「ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする」の件数が増加したことによるものであります。

なお、国におきましても、小中学校の暴力行為発生件数が過去最多となっており、その要因として、いじめの認知に伴うものや児童生徒に対する見取りをきめ細かに行ったことにより把握が増えたことによるものと分析しております。

次に、（2）暴力行為の形態別発生件数の推移をご覧ください。対教師暴力が小学校1件、中学校10件の計11件、生徒間暴力が小学校163

件、中学校77件の計240件、対人暴力が中学校1件、器物損壊が中学校6件でございました。

生徒間暴力では、些細な事で周囲との関係が悪化し、自分の感情をコントロールできずに暴力に及んだ事案や、注意されたことに対して立腹し暴力に及んだ事案等が見られました。

対教師暴力につきましては、中学校において、教師の指導に納得がいかず、衝動的に暴言を吐き、蹴った事案。対人暴力につきましては、中学校において、面識のない他校生に言いがかりを付け、腹などを数回殴った事案。

器物損壊につきましては、中学校において、気分がイライラして衝動を抑えられず、トイレのドアを蹴り、破損させた事案等が見られました。

(3) 暴力行為に対する日常的な取組でございますが、暴力行為は、「いかなる理由であっても認められない、絶対に許されない行為である」との認識の下、暴力行為を繰り返す児童生徒に対しては、保護者はもとより、警察や児童相談所等の関係機関と早期に連携しながら、再発防止に向け、粘り強い指導や支援を行っております。

次に、いじめの状況でございます。まず、(1) いじめの認知件数の推移をご覧ください。

いじめの認知件数は、小学校863件、中学校387件、合わせて1,250件であり、前年度と比較しますと、小学校では107件、中学校では77件、計184件の増加となっております。

なお、いじめの認知件数の増加の要因につきましては、教職員の研修等を通じ、法に基づくいじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がったことや、アンケートや教育相談等の実施により、児童生徒や保護者からの相談の機会が増えたことによるものと捉えております。

また、国におきましても、いじめの認知件数は過去最多となっておりますが、その結果について、いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けて取り組んだものであると肯定的に評価しております。

なお、本市の1,000人当たりの認知件数は、33.6件となっております。

ります。（全国平均は61.3件）次に、（2）学年別いじめの認知件数の推移をご覧ください。

小学校では4年生が、中学校では1年生が最も多くなっております。また、小学校では、1年生から4年生まで学年が進むにつれて増加し、中学校では、学年が進むにつれて件数が減少しております。

次に、（3）いじめの態様の推移をご覧ください。小中学校ともに、「冷やかし・からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が830件と最も多く、全体の43.6%であり、次に「軽くぶつかる、遊ぶふりをして叩く、蹴る」が268件の順になっております。

なお、小学校では、「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされる、させられる」、「パソコンや携帯電話等での誹謗中傷等」が、中学校では「ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする」が増加しております。

次に、（4）いじめの発見のきっかけでございますが、小・中学校合わせて、「本人の保護者からの訴え」が最も多く37.0%となっており、続いて、「学級担任やアンケート調査による発見等、学校の取組」、「本人からの訴え」の順となっております。

次に（5）いじめの解消率でございますが、小中学校で認知したいじめのうち、年度末時点で解消しているものは、902件、全体の72.2%であります。また、いじめを認知してから3か月経過していない事案を除きますと、解消率は89.8%であります。

次に、（6）いじめに対する日常の取組でございますが、教職員に対しましては、「大分市いじめ防止基本方針」や「大分市いじめ問題対応マニュアル」、各学校が策定しております「学校いじめ防止基本方針」等を踏まえた研修の実施により、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を図っております。

また、児童生徒に対しましては、「大分市いじめ防止子どもサミット」の開催により、児童生徒がいじめの問題を主体的に考えるとともに、いじめの防止に向けた意識の高揚や取組の推進につなげております。

次に、（7）今年度開催いたしました第5回大分市いじめ防止子どもサ

ミットに係る事前アンケートの結果をご覧ください。本サミット開催にあたり、小学4年生以上の児童生徒を対象に行った事前アンケート調査では、1年間でいじめを見たと回答した児童生徒は5,500人、いじめを受けたと回答した児童生徒は3,048人、いじめてしまったと回答した児童生徒は2,118人でありました。

本アンケート結果と、令和6年度の調査結果に差が見られておりますことから、いじめの見逃しが無いよう取組の一層の充実を図ってまいりたいと考えております。続きまして、不登校の現状でございます。

(1) 不登校児童生徒数の推移をご覧ください。本調査における国の不登校児童生徒数は過去最多を更新しておりますが、本市の不登校児童生徒数は、令和5年度と比較しますと39人減少して、1,626人となっております。

とりわけ中学校は98人の減少となっており、小学校につきましても59人増加はしておりますが、令和4年度から令和5年度にかけて129人増加したことを考えますと、増加を抑制することができたと考えております。

これは、昨年7月に策定した「OITA COCOLO PLAN」に基づき、年度初めや学期始めの授業時数の削減等の「スロースタートプログラム」の実施や校内教育支援ルームでの支援、一人1台端末等のICTを活用した学習支援など様々な取組を各学校の状況に応じて行った成果であると、とらえております。

次に、(2) 学年別の不登校児童生徒数の推移をご覧ください。小学校では6年生が、中学校では3年生が最も多くなっております。なお、小中学校とも学年が進むにつれ、不登校児童生徒数は増加する傾向にあります。

次に(3) 不登校児童生徒の出現率をご覧ください。小学校においては2.59%で、39人に対して1人、中学校においては7.93%で、13人に対して1人という割合でございます。

次に、(4) 中1不登校の変化についてでございますが、小学6年生から中学1年生の不登校の増加率につきましましては、令和6年度は0.7とな

っており、「スロースタートプログラム」の実施や校区での小中連絡会の開催、児童生徒支援引継ぎシートの活用等により、令和5年度よりも増加率が下がったものと考えております。

次に、(5) 不登校児童生徒への指導結果状況でございますが、指導の結果、登校する又は登校できるようになった児童生徒は、小学校では231人(35.8%)、中学校では277人(28.2%)となっております。

特に小学校では令和5年度169人(28.8%)から231人(35.8%)に増加しました。増加の要因といたしましては、本市の「大分市不登校対応マニュアル」に基づき、家庭訪問やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携を含め、各学校が不登校児童生徒に寄り添った様々な支援を行ったことによるものと考えております。

次に(6) 不登校児童生徒について把握した事実をご覧ください。

不登校児童生徒について把握した事実は、小・中学校ともに、11の「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった」が、最も多くなっております。

最後に、(7) 不登校児童生徒に対する支援や新たな不登校を抑制する日常的な取組でございますが、昨年7月に策定した「OITA COCOLO PLAN」に基づき、誰一人取り残されない学びの保障に向けた取組を推進しているところであります。

また、長期にわたって欠席が続く児童生徒に対しては、保護者との連携はもとより、大分市教育センターや児童相談所等の関係機関と連携し支援に努めるとともに、フリースクール等の民間施設とも連携し、活動内容や支援の方法等の状況について情報共有に努めているところであります。以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

学校施設課長

報告事項7点目「大分市教育施設整備保全計画(素案)について」ご報告申し上げます。

タブレット内の関係資料をご覧ください。

5月の教育委員会にてご報告しておりますが、現在「大分市教育施設整備保全計画」の改訂を進めているところでございます。

改訂のポイントをまとめた資料にて、進捗状況をご説明させていただきます。

『1 現行保全計画における課題』をご覧ください。

1点目の課題として、教育施設は公共施設全体の約4割を占めており、改修を必要とする建物が多く存在します。

また、築30年以上の建物が約67%を占めており、施設の老朽化が進行しております。

2点目の課題として、今後、建設資材をはじめとした物価や賃金等の労務費の上昇により、事業費の増大が見込まれます。そのため、従来のスケルトン方式による大規模改修（長寿命化改修）を継続した場合、財政負担の増大により、必要な時期に改修工事を実施できなくなることを懸念しております。

『2 改訂保全計画見直しのポイント』をご覧ください。

これまでの整備方針は、スケルトン方式による大規模改修（長寿命化改修）を前提とし、建物をおおむね80年間使用することを目標として策定されてきました。

今回の改訂では、このスケルトン方式による大規模改修（長寿命化改修）一択の整備方針を見直し、施設の機能や利用状況、劣化の状況等を踏まえて、段階的な改修レベルを設定する方針へと改める予定です。

なお、整備方針を改めることにより、予算の効率的な執行と計画的な施設保全が可能となり、教育環境の向上と長期的なコストの平準化を図ることが可能です。

続きまして、資料右上の「3 評価・レベルの設定」をご覧ください

改修レベルは、効率的かつ計画的に改修を実施するための指標として位置づけ、定量的評価と定性的評価を行い、各施設の安全性や将来の必要性などを分析したうえで改修レベルを設定していきたいと考えています。

これにより、費用対効果を踏まえた、より実効性のある計画となるよう

見直しを進めていきます。

なお、改修レベルは基本レベル1としますが、建物本体や設備の状況も踏まえ、使用状況や劣化の程度に応じて、適切な改修レベルを設定していきます。

「4 今後のスケジュール」をご覧ください。

令和8年1月から2月の間で、パブリックコメントを行い、3月に改訂作業を終える見込みです。その後、5月に「大分市教育施設整備保全計画」の改訂を予定しています。

以上でご報告を終わります。

ご質問などございませんか。

(なしとの声)

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

報告事項8点目「第2回大分市立中学校部活動地域展開推進委員会について」ご報告申し上げます。

タブレット内の関係資料をご覧ください。

本推進委員会につきましては、11月7日に開催し、本市における休日部活動の地域展開の具体的な方策等につきまして協議を進めているところでございます。本資料は、推進委員会にて提示した資料の概要でございます。

第2回推進委員会では、まず、今後の生徒数の推移と部活動の設置状況と、学校、部活動の状況に応じて資料右下にございます1～5の方策により部活動の地域展開を推進していくことについてご説明いたしました。委員からは、部活動によって部員数に大きく違いがあるため、競技ごとに地域展開の取組を進めることや、部員数の少ない部活動は積極的に合同での活動を推進することについてご意見をいただいております。

休日に実施する活動を市全体で統括する団体の業務とその予算についてでございます。業務内容につきましては(1)の運営管理から(7)の評価・改善までの7項目を例示し、予算につきましては、国が現在行っている調査研究協力者会議の中で示された金額を参考にし入会時に3,000円、月会費に22,000円を生徒が参加した家庭からの受益者負担とし

教育長  
全委員  
教育長  
体育保健課長

た場合を想定してご説明いたしました。委員からは、地域クラブ活動の設置規模や、事務局人件費等を踏まえ、限られた予算の中でこういった運営が必要となるのか継続して協議していくことの必要性等についてご意見をいただいたところでございます。

左側は本市が地域クラブ活動を認定し、その認定を受けた団体に地域展開していくことを想定した際の主な認定要件でございます。この認定制度は国が現在行っている調査研究協力者会議の中でも協議されており、本推進委員会に情報提供するとともにご意見をいただいたところです。認定要件を遵守しているか確認する必要性やさきほどご説明いたしました統括団体が認定地域クラブ活動を管理することが望ましいといったご意見をいただいております。

最後に、現在実施しております実証事業の状況を右側の資料のようにご説明しております。3校4部活動において事業を実施し、(3)にあります検証内容について成果と課題をまとめることとしております。

部活動の地域展開に関しましては、先日財源確保のため、新たに超党派の議員連盟が設立され、法整備の検討に入ることが報道されております。今後本市における休日部活動の地域展開推進にむけて、このような国の動向を踏まえ、本市の休日に行う地域クラブ活動を統括する具体的な仕組みに等ついて継続して協議してまいります。

報告は以上でございます。

ご質問などございませんか。

(なしとの声)

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

報告事項9点目「大分市こどもの読書活動推進計画(第五次)」の素案について」ご報告申し上げます。

タブレット内の関係資料をご覧ください。現在の進捗状況を説明いたします。

まず、7月と9月に庁内検討委員会を開催し、素案を作成いたしました。その後、9月、10月に外部の有識者等で構成・設置する策定委員会を実施し、計画の目標や基本的な考え方についてご意見をいただき、加

教育長  
全委員  
教育長  
次長兼  
社会教育課長

筆・修正を加え、現在パブリックコメントを実施しているところでございます。

今後は、市民のみなさまからいただいたご意見を1月の庁内検討委員会で検討した後、2月の策定委員会を経て、策定する予定でございます。

続きまして、素案について説明いたします。資料「大分市こどもの読書活動推進計画（第五次）」（案）概要をご覧ください。

1の「計画の概要」につきましては、5月の教育委員会でご報告致しましたとおりで変更はございません。

2の「第四次計画の成果と課題」につきましては、こどもの興味・関心や発達段階に合わせた環境づくり、教室・講座の開催、読書習慣形成の重要性を保護者へ啓発するための読み聞かせの会等の実施が成果と考えております。

一方で、障がいのある児童を含めたあらゆるこどもに対応した資料の収集、保護者への「家読（うちどく）」の啓発、読書に関するイベント等の広報、読書ボランティア等を通じた、家庭・地域・学校等の連携については、課題であると考えております。

3の「第五次計画の基本的な考え方」につきましては、2の「第四次計画の成果と課題」および国や県の第五次計画を踏まえ、重点方針ごとに具体的な取組を挙げることで、より重点方針を意識した計画に設定しております。

4の「計画の体系」につきましては、目標を「Ⅰ. こどもが進んで読書に親しむ習慣づくり」「Ⅱ. こどもの読書活動を支える環境づくり」とし、目標達成のため、3つの重点方針を定め、具体的方策を関係機関ごとに示しております。

重点方針1の「こどもの読書習慣形成に向けての保護者への啓発」では、保健センターやこどもルームにおけるアプリを活用した保護者への情報発信や地区公民館における教室・講座を通じた保護者への啓発を主な取組として挙げております。

特に、保護者への啓発は、こどもが読書を好きになり読書習慣を形成するために大変重要であることから、関係機関それぞれが力を入れて取り組

んでまいりたいと思います。

重点方針2の「こどもの自主的な読書活動の推進」では、引き続き関係機関においてこどもの発達段階に応じた取組を進めるとともに、多様なこどもたちの読書機会を確保するための環境整備を取組として挙げております。

重点方針3の「家庭・地域・学校等が連携した読書環境の整備」では、関係機関が連携し幼稚園・小中学校でのボランティアの活用の推進や、電子書籍の活用を取組として挙げております。

第5次の計画の概要は以上でございます。なお、詳細につきましては、お手元の素案をご覧くださいと思います。

説明は、以上でございます。

ご質問などございませんか。

(なしとの声)

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

報告事項10点目「植田公民館施設整備事業について」ご報告いたします。

タブレット内の関係資料をご覧ください。

本事業につきましては、建築改修工事などが、今月を以って完了いたしましたので、主な改修内容等についてご報告いたします。

「1事業概要」につきましては、築40年以上経過する植田公民館について大規模改修を行い、施設の長寿命化及び利便性向上を図るものとしております。

総事業費は、約7億円で、公共施設等適正管理推進事業債適用しております。

本改修工事は、令和5年度に基本設計、令和6年度から7年度にかけて改修工事を行い、令和8年1月4日から利用を再開する予定です。

「2主な改修内容」につきましては、地区からの要望としていただいた、「エレベーターの設置」、「正面玄関内扉の改修」、「授乳やおむつ替えの場所の確保」、「全ての窓に網戸の設置」、「集会室の収納場所の確保」につきましては、全て本改修工事で対応しております。

教育長  
全委員  
教育長  
次長兼  
社会教育課長

その他改修内容といたしましては、外壁改修、建具改修、床・壁・天井といった内部改修、照明設備改修、空調設備改修等を行っております。

報告は以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

教育センター所長

報告事項1 1点目「大分市立学校教育情報化推進計画の改定について」  
ご報告いたします。

タブレット内の関係資料をご覧ください。

現行の「大分市立学校教育情報化推進計画」につきましては、資料左側にお示ししておりますとおり、令和3年度から令和7年度までの5年計画として、令和4年度までを第1期、令和5年度から令和7年度までを第2期とし、今年度が最終年度となりますことから、現在、改訂を進めているところでございます。

資料上段にお示ししておりますとおり、改訂に当たっては、これまでの計画の進捗や国、県の推進計画等を踏まえ、進展するデジタル技術を活用し、教育DXの推進や業務の効率化による負担軽減等を図ることを目指すこととしております。

現行計画の総括の概要につきましては、資料中央の下段【第2期計画の総括】にお示ししておりますICT機器を活用した授業の促進等の成果のほか、AI時代に対応できる情報モラル・情報セキュリティ教育の充実等、次期計画につなぐ課題も見られるところであります。こうした状況を踏まえ、資料中央右側にお示ししております近年の国や県の動向等も踏まえながら、資料右側の次期計画の改訂を進めているところであります。

基本方針1「こどもたちの情報活用能力の育成」につきましては、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に向けた一人1台端末の効果的な活用の促進や、情報モラル教育、デジタル・シティズンシップ教育の充実を図ること等に取り組んでまいります。

基本方針2「教員のICT活用指導力の向上」につきましては、校務や授業におけるICT活用、情報モラル教育、学校におけるデータ活用など

について、生成A Iの活用等の新たな時代の流れも踏まえつつ、研修内容の充実を図ってまいります。

基本方針3「教育の情報基盤の整備」につきましては、児童生徒の学習履歴等の教育データを蓄積・分析・利活用するための環境整備やC B Tの活用について調査研究を推進すること等に取り組んでまいります。

基本方針4「教育の情報化に向けた体制整備」につきましては、県と他市教育委員会と連携した学校の情報化を組織的に推進すること等に取り組んでまいります。

今後につきましては、12月中旬から1月中旬にかけてパブリックコメントを行い、作業部会及び来年2月に予定しております教育情報化推進委員会を経て、改めて最終案を教育委員会にて上程、3月の定例の委員会におきまして報告することとしております。

以上でございます。

教育長  
三番委員

ご質問などございませんか。

A Iのところについて、おそらく次の学習指導要領とかにも入ってくると思うのですが、基本方針2のところ、教員側のA Iの活用等については入ってくると思うのですが、こども達のモラルとかも入ってくると思うのですが、こども達の生成A Iの使い方とかについては含まれる予定かどうかお知らせいただきたいです。

教育センター所長

現行の学習指導要領においては、こどもたちの活用というところまで具体的に示されておられませんので、次期学習指導要領を踏まえて、こどもたちの学びにもA Iを使っていけるような形で検討して参りたいと考えております。現時点では、現行のA I活用、いわゆる教員の活用に重点を置きながら、一層進めて参りたいと考えております。

教育長

それでは次に、教議第61号「令和7年度12月補正予算について」を議題といたします。

なお、これより秘密会の審議となります。

傍聴人の方はご退席させていただきます。

事務局、説明をお願いします。

教育総務課長

議案説明の前に議案書と報告事項の資料をお配りしたいのですがよろし

教育長

いでしょうか。

教育長

どうぞ。

教育総務課長

事務局、説明をお願いします。

教議第61号「令和7年度12月補正予算について」ご説明申し上げます。

今回、教育委員会では、「予算補正」、「債務負担行為補正」、「繰越明許費補正」をそれぞれ計上しており、その概要について順にご説明いたします。

まず、「(1) 予算補正」でございますが、10款教育費について左側の表が市長部局分も含めた全体であり、そのうちの教育委員会所管分が右側の表でございます。

教育委員会所管分の補正前の額は200億7,563万1千円で、

今回の補正額は3億3,477万3千円の増で、

補正後の額は204億1,040万4千円でございます。

補正内容といたしましては、人件費と学校給食費でございます。

まず、人件費でございますが、補正額は3億377万3千円でございます。令和7年度の当初予算編成時においては、前年である令和6年10月1日現在の職員数+採用・退職の差にて算定すること、またその年の退職者の後任には大卒初任者の基準額で算定することや、退職手当については定年退職者数のみで算定するなど、例年どおり、一定の方針に従い計上しておりましたが、人事異動やその後の職員の早期退職希望、給与改定に係る調整等により、変更が生じたことから補正を行うもので、なお、予算編成上、人件費はそれぞれの事業ごとに各人件費の変更分を補正しておりますが、内容につきましては、教育委員会全体でまとめた形でお示ししております。

次に学校給食費でございますが、コメ価格の急激な高騰により、大分市立学校における学校給食の賄材料費が不足する見込みのため補正を行うものであり、補正額は3,100万円でございます。

次に、「(2) 債務負担行為補正」の追加についてご説明いたします。

「大分市美術館特別展開催負担金」につきましては、大分市美術館が特

別展を行う際に会期の都合上、令和7年度中に覚書を締結のうえ、実行委員会を組織する必要があるため、令和7年度から8年度までの間、900万円の債務負担行為を設定するものでございます。

また、その下の「ミュージアムショップ運營業務委託料」につきましては、令和8年度当初より、運営実施するにあたり、令和7年度中に契約締結を行う必要があるため、令和7年度から令和8年度までの間、450万円の債務負担行為を設定するものでございます。

次に、「(3)繰越明許費補正」の追加についてご説明いたします。

「明治小学校施設整備事業」につきましては、現在校舎改築工事に向けて設計業務委託を実施しておりますが、その中で校舎の配置や形状等により工事費が大幅に変動し、対応に係る協議に時間を要したことから、年度内での履行が困難となったため、繰り越すものでございます。

以上のことにつきまして、本委員会でご決定いただき、ご決定の上は、第4回市議会定例会にて、審議・決定をいただこうとするものでございます。

説明は以上でございます。

ご質問などございませんか。

(なしとの声)

それでは採決いたします。教議第61号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしとの声)

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

それでは次に、教議第62号「大分市立学校職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

教議第62号「大分市立学校職員の給与に関する条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

本件は、大分市職員に準じ、大分市立学校職員の給与を改定するとともに、給料減額措置の実施等をしようとするものでございます。

この条例は、大分市立幼稚園の教諭の給与について定めたもので、改正

教育長

全委員

教育長

全委員

教育長

教育総務課長

内容は大きく3点です。

1点目は、期末手当の支給月数を0.025月引き上げようとするものです。

期末手当については、令和7年度分は12月期に配分し、令和8年度以降は6月期、12月期に均等に配分することとしております。

なお、この他の給与改定として、給料表の引上げ改定と勤勉手当の支給月数の引上げ改定等がありますが、これらについては大分市職員に係る条例の規定を引用することとしているため、本条例における改正はありません。

2点目は、義務教育等教員特別手当に関する改正です。義務教育等教員特別手当は、採用の確保を目的として教員の給与を優遇する趣旨で設けられた手当です。今回、教員を取り巻く環境整備の取組の1つとして、学級担任業務に従事する教員に対して月額3,000円が加算されることとなりました。

本市においては、幼稚園教諭と認定こども園に勤務する保育教諭に支給していますが、幼稚園教諭や保育教諭は今回の制度改正の対象ではないため、手当額に変更はありません。法の規定により校務類型を条例で定める必要が生じたため、それに対応しようとするものです。

3点目は、給料の減額措置の実施です。本市においては、若年層の給料水準が高く、これがラスパイレス指数を押し上げる要因の一つとなっていることから、令和8年度において職員の昇格制度を見直すことにより給料水準を抑制するとともに、この見直しの効果が表れるまでの間、給料の減額措置を実施することとしております。

幼稚園教諭につきましても、職員間の均衡等を考慮し、同様の給料の減額措置を行なおうとするものでございます。

具体的には、昇格制度の見直しに係るものとして、経過措置として変更前の給料を保証したうえで、2～4級の職員の給料について変更後の昇格制度で昇格した場合の給料に引き下げを行い、令和8年4月から令和8年12月までの9カ月間、職員の区分に応じ、職務の級が2級から5級までの職員は100分の0.5、職務の級が6級の職員は100分の2の割合

をカットしようとするものでございます。

施行期日は、1点目の期末手当に関するもののうち令和7年度分については公布の日から、2点目については令和8年1月1日から、1点目の期末手当に関するもののうち令和8年度以後分と3点目については令和8年4月1日からでございます。

以上のことにつきまして、本委員会でご決定いただき、ご決定の上は令和7年第4回市議会定例会にて審議・決定をいたどころとするものです。

以上でございます。

ご質問などございませんか。

(なしとの声)

教育長

それでは採決いたします。教議第62号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員

(異議なしとの声)

教育長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

全委員

それでは次に、教議第63号「大分市立学校体育館等使用料条例の一部改正について」を議題といたします。

教育長

事務局、説明をお願いします。

教議第63号「大分市立学校体育館等使用料条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

学校施設課長

本議案は、令和7年第2回定例会で改正しました学校体育館の使用料の例外規定を定めるため、大分市立学校体育館等使用料条例の一部を改正しようとするものでございます。

主な改正内容でございますが、学校体育館のうち、市長が別に定める学校について、別途料金設定を行うものでございます。

改正に至った背景でございますが、本年10月に学校施設の利用者を対象に公共施設使用料に係る減免の見直しに関する説明会を、本市9箇所で開催しました。

説明会のなかで「面積の小さい体育館では、施設の構造上、全面を使用しなければ活動が成り立たない場合が多い。一方、面積の大きい体育館では、片面のみの利用が可能となっていたため、使用単位が『全面』となる小

規模な体育館と、『片面』単位で利用できる体育館が同じ料金なのは不公平感がある。」とのご意見を頂いたことを踏まえ、本改正を行おうとするものでございます。

以上のことにつきまして、本委員会でご決定いただいたのち、令和7年第4回大分市議会定例会での審議・決定をいただくとするものでございます。説明は以上でございます。

教育長

質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは採決いたします。教議第63号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員

(異議なしとの声)

教育長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

それでは次に、教議第64号「大分市今市健康増進センター条例の一部改正について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

学校施設課長

教議第64号「大分市今市健康増進センター条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

本議案は、令和7年第2回定例会で改正しました大分市今市健康増進センター条例について体育館の使用料を一部改正しようとするものでございます。

主な改正内容でございますが、体育館の全面・片面の料金区分を撤廃し、片面の利用料金で全面を使用できるよう設定を行うものでございます。

改正に至った背景でございますが、本年10月に学校施設の利用者を対象に公共施設使用料に係る減免の見直しに関する説明会を、本市9箇所で開催しました。説明会のなかで「面積の小さい体育館では、施設の構造上、全面を使用しなければ活動が成り立たない場合が多い。一方、面積の大きい体育館では、片面のみの利用が可能となっていたため、使用単位が『全面』となる小規模な体育館と、『片面』単位で利用できる体育館が同じ料金なのは不公平感がある。」とのご意見を頂いたことを踏まえ、本改

正を行おうとするものでございます。

以上のことにつきまして、本委員会でご決定いただいたのち、令和7年第4回大分市議会定例会での審議・決定をいたごうとするものでございます。

説明は以上でございます。

教育長

質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは採決いたします。教議第64号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員

(異議なしとの声)

教育長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

それでは次に、教報議第13号「令和8年度当初予算について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

教育総務課長

教報議第13号「令和8年度当初予算について」ご説明申し上げます。

前回定例の本委員会におきまして、来年度当初予算における本市全体の編成方針、並びに、教育委員会事務局の編成手順等につきましてご説明いたしましたので、11月7日に関係書類を市長部局財政課宛に提出いたしましたので、本日は要求内容について報告し、ご承認をいたごうとするものでございます。

はじめに、教育委員会全体の令和8年度当初予算要求の総括説明となります。令和8年度の当初予算要求額につきましては、令和8年度当初予算要求額(B)の合計欄になりますが、事業費は182億3,289万2千円を計上しており、そのうち、国庫補助金や地方債といった特定財源を除く一般財源としては126億4,998万7千円を計上しております。

令和7年度当初予算との比較でございますが、右側の増減額の欄にありますように、事業費では前年比に比べ18億4,273千9千円の減一般財源では1億8,291万2千円の減となっております。

事業費減の主な要因としたしましては、屋内運動場空調設備や植田公民館整備といった施設整備に係る経費の減によるものでございます。

なお、下の表につきましては、各課の要求額を記載しております。次に、タブレット内の関係資料、「令和8年度当初予算要求主要事業」をご覧ください。

こちらでは、令和8年度当初予算要求の中で、重点事業など主な事業をまとめたものでございます。

それでは、各課の事業につきまして、事業の概要をご説明いたします。

まず、「1番：日本語指導等支援事業」でございますが、日本語指導が必要な児童生徒に対し日本語指導を行う講師等や日本語が十分に理解できない保護者に対し通訳を派遣することにより、個に応じた指導や支援を行うもので、令和8年度につきましては、日本語指導専任指導員を3人配置することとしております。

また、学校と民間の日本語指導講師が協議をする場を年2回設け、学校と民間の日本語指導講師との連携を強化することとしております。

次に「2番：奨学助成事業返還免除型奨学資金事業」でございますが、進学を志す学生の経済的な負担軽減を図るとともに、大分で活躍する人材の育成・確保を目的とした返還免除型奨学資金事業を行うもので、令和8年度につきましては、引き続き、返還免除型奨学資金の運用を継続することとしております。

次に「3番：生徒指導関係事業 いじめ・不登校等未然防止対策事業」でございますが、児童生徒が安心して生活できる学級集団づくりや個に応じた指導により、いじめ・不登校等の未然防止、早期発見、早期対応を図るもので、令和8年度につきましては、従来の学級集団検査から一人1台端末を活用した健康観察・教育相談システムの導入に向けた受託業者の選定を行うこととしております。

次に「4番：生徒指導関係事業 不登校児童生徒支援事業」でございますが、学校には登校できるが教室に行けない児童生徒が教室復帰したり、登校に無気力さや不安を抱える児童生徒が安心して登校したりできるよう、教育相談や支援を行うスクールライフサポーターを3人増員し、18人を配置することとしております。

次に「5番：生徒指導関係事業 メタバースを活用した不登校支援事

業」でございますが、家にこもりがちで、学校や相談期間等に通うことが難しく、不登校状態の児童生徒に対して、メタバース空間における個別相談や学習支援等を行うことで、人とのつながりや心の居場所づくりのきっかけとし、学校やフレンドリールーム等の相談機関につながるよう、児童生徒の自主性や社会性の伸長を図るもので、令和8年度につきましては、メタバースフレンドスペース「めたふれ」の運用を継続することとしております。

次に「6番：賀来小中学校施設整備事業」でございますが、大分市初の小中一貫教育校として平成19年に開校した賀来小中学校について、大分市教育施設整備保全計画に基づき、中学校校舎の長寿命化改修や小学校校舎の建替えを控えていることから、賀来小中学校の一体的な整備を図り、義務教育学校を設置するもので、令和8年度につきましては、校舎改築及び長寿命化改修工事に着手するものでございます。

「7番：明治小学校施設整備事業」でございますが、学校敷地内にプレハブ校舎を複数棟建設し、敷地全体が狭隘（きょうあい）となっている明治小学校について、今後も児童数が増加傾向にあることから、抜本的な対策として、新校舎を建設するとともに、敷地の有効活用を図り、狭隘なグラウンドを拡大するもので、令和8年度につきましては、新校舎改築工事に着手するものでございます。

次に「8番：大分市立学校施設照明LED化整備事業」でございますが、LED照明未整備の小中学校の校舎及び体育館へLED照明を整備することで、教育環境の向上、環境負荷の低減等を図るもので、令和8年度につきましては、小学校10校、廃校2校の体育館の照明整備を行うものでございます。

次に「9番：小中学校施設整備保全事業」でございますが、大分市教育施設整備保全計画に基づき、長期的な視点で改修等を行い、長寿命化を図るもので、令和8年度につきましては、城南中学校の長寿命化改修工事完了に伴うプレハブ解体やテニスコート整備工事等を行うこととしております。

次に「10番：休日部活動地域展開体制整備事業」でございますが、学

校で行われている休日の部活動において、部活動に所属する生徒が、専門的な指導を受けることができる環境と、教員が指導に携わる必要のない体制の構築をすることにより、生徒が今後も継続してスポーツ・文化芸術活動に取り組むことができる環境整備を行うとともに、教員の働き方改革を推進するもので、令和8年度につきましては、一部の学校で総合型地域スポーツクラブへの運営委託や文化団体からの指導者派遣を行うものでございます。

次に「11番：学童健康診断事業 小学5年生ピロリ菌検査（胃がん等対策）事業」でございますが、小学校5年生を対象に胃がんリスク検査（血中ピロリ菌抗体検査）を実施し、将来の胃がんリスクを減らすとともに、がん教育の一環として保護者や児童のがん予防意識を高めるもので、令和8年度につきましては、引き続きすこやか検診の検査項目にピロリ菌抗体検査を加えて実施を行うものでございます。

次に「12番：学校給食費徴収管理事業 学校給食賄材料費」でございますが、学校給食費・徴収金管理システムを活用し、学校給食の喫食管理及び徴収管理を適切に行うもので、令和8年度につきましては、物価高騰に伴い、学校給食費の単価を増額することとしております。なお、中学生については無償化を継続いたします。

「13番：地区公民館施設整備事業」でございますが、地区公民館の長寿命化改修等を行い、利用者の安全確保及び利便性の向上を図るもので、令和8年度につきましては、大南公民館の基本計画業務委託を実施するものでございます。

次に「14番：科学体験イベント実施事業」でございますが、科学館設置の可能性の研究の一環として、科学を体験できるイベントを実施し、市民の科学に対する機運醸成を図るもので、令和8年度につきましては、夏季休業期間中に科学体験イベントを実施することとしております。

次に「15番：市民図書館管理運営事業 電子書籍システム導入・利用促進事業」でございますが、こどもの読書活動の推進を主眼に電子書籍を導入し、こどもの読解力や想像力、思考力、表現力等を読書活動で養うとともに、将来的な本離れ解消につなげ、生涯学習の推進を図るもので、令

和8年度につきましては、令和7年10月に開館した「おおいたし電子図書館」の普及促進や電子書籍コンテンツの導入を行うものでございます。

次に「16番：大友氏遺跡保存整備事業」でございますが、国指定史跡大友氏遺跡の適切な保存を図るとともに、本市における歴史文化観光拠点という位置付けから、遺跡を歴史公園として段階的に整備し公開・活用を行うもので、令和8年度につきましては、大友氏遺跡公園整備の実施設計や公有化のための国土交通省の宿舍用地の購入を行うものでございます。

次に「17番：教育の情報化推進事業」でございますが、各学校のICT環境を整備し、ICTの活用により児童生徒の興味関心を高め分かりやすく深まる授業を実現するとともに、情報活用能力の育成、プログラミング教育、情報モラル教育の充実を図るもので、令和8年度につきましては、令和7年度に調達した一人1台端末の運用保守を行うものでございます。

最後に「18番：美術館管理運営事業 大分市美術館照明LED化整備事業」でございますが、「大分市美術館施設整備計画」に基づき、長期的な視点で改修等を行い、長寿命化を図るもので、令和8年度につきましては展示室のLED照明整備を実施するものでございます。

説明は以上でございます。

教育長

質問などございませんか。

四番委員

3番の生徒指導関係事業のところで、集団検査hyper-QUからシステムを変えるということですか。hyper-QU検査を辞められるということでしょうか。

児童生徒支援課

hyper-QU検査を今行っているのですが、対象が小学校4年生から中学校3年生までということで、低学年の部分の見取りが出来ていないという状況でございますので、新しいシステムを活用して、心の健康観や、児童生徒のアンケート等がとれるような形でシステムを構築したいということを考えております。

参事

四番委員

では、1年生から全学年でいくということですね。わかりました。ありがとうございます。

教育長

それでは採決いたします。教報議第13号は原案のとおり決定すること

にご異議ありませんか。

全委員

(異議なしとの声)

教育長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

それでは次に、報告事項の説明をお願いします。

学校施設課長

報告事項1点目「賀来小中学校施設整備事業におけるスケジュールの変更について」ご報告させていただきます。

「賀来小中学校施設整備事業におけるスケジュールの変更について」と記載されている資料をご覧ください。

スケジュールを2段で記載しておりますが、上段が前年度当初、設計業務委託開始前に想定していたスケジュールであり、下段が本年10月末時点のスケジュールとなっており、赤の点線で囲っている3箇所、①から③が今回に変更が生じたところでございます。

それぞれの変更理由といたしましては、下段に記載させていただいておりますが、まず、①設計業務につきまして、明治小学校と同年度に工事を実施することを踏まえ、実施設計で算出された事業費を削減するため、仕様の変更等含め、再検討いたしたく、契約期間の延長を行ったところでございます。

次に、②工事期間につきましては、実施設計を進めるにあたり、工事工程や現在の社会情勢の変化、特に建設業人材の減少及び高齢化の進展に伴う、担い手不足に起因した入札不調等のリスクを考慮し、当初設定しておりました工期20ヶ月から22ヶ月に延長することとしたところです。これに伴い、学校運営への影響を踏まえ、引っ越し作業を夏休みにおいて実施する必要がありますので、校舎の供用につきましては令和10年9月より開始する予定となります。

最後に、仮設校舎についてですが、工事の工期延長及び引っ越し時期の変更に伴い、仮設校舎の借上期間を4ヶ月延長するものでございます。

説明は以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

報告事項2点目「明治小学校施設整備事業について」事業概要と進捗をご報告させていただきます。

「明治小学校施設整備事業について」と記載されている資料をご覧ください。

お手元の資料の報告事項の「1. スケジュール」をご覧ください。

本事業は、児童数の増加により建設されたプレハブ棟群や狭隘なグラウンドを有する明治小学校につきまして、一体的な施設整備により敷地を有効活用し、教育環境の改善を図ることを目的としております。

現在、設計を進めているところであり、来年度以降、令和8年から令和10年にかけて、新校舎工事を行い、令和11年4月供用開始を予定しております。

資料2枚目の「2. 配置計画」をご覧ください。

校舎改築にあつて、配置計画になります。敷地南側の幼稚園を解体したのち、現在のグラウンドと幼稚園の位置に新校舎を建設します。学校機能を移転後、既存の校舎等を解体し、敷地北側にグラウンドを整備する予定でございます。

続いて、資料3枚目の「3. 平面プラン」をご覧ください。

こちらは、新校舎の平面プランになります。

左上の「1階平面図」をご覧ください。

北校舎1階と南校舎1階の一部には職員室や昇降口等を備えた管理諸室ゾーンを配置し、南校舎1階には、給食調理場、幼稚園等スペースを配置したいと考えております。

左下の「2階平面図」をご覧ください。

北校舎2階には、普通教室を配置し、南校舎2階は、特別支援教室と特別教室を配置したいと考えております。

右上と右下の「3階平面図」と「4階平面図」をご覧ください。

北校舎3階と4階については、基本的には2階と同様に普通教室を配置したいと考えております。

これらの教室配置をはじめ、学校敷地の外構等については、学校関係者をはじめ、地域の皆様と協議しながら進めてまいりたいと考えております。

す。

説明は以上でございます。

教育長                   ご質問などございませんか。

二番委員               グラウンドが狭いとおっしゃっていましたが、この工事でグラウンドは  
かなり広くなるのでしょうか。

学校施設課長       明治小学校の児童数で言いますと、文部科学省の基準では7, 200㎡  
は確保すべきなのですが、今のところ3, 800㎡程度しかとれていない  
状態ですので、運動会をするにしても保護者が集まるといった場合、現行  
では3日間かけて運動会をやっているというのが現状でございます。そう  
いったところが劇的に改善することを期待しております。

教育総務課長       それでは、お配りした議案書及び報告事項の資料を回収させていただきます。

教育長                以上で予定されていた議題は終了となりますが、他に何かございませ  
んか。

学校教育課長        (お知らせ)  
第64回「福田平八郎賞」大分市小・中、特別支援学校図画展及び第5  
7回「朝倉文夫賞」大分市小・中、特別支援学校彫塑展の開催について

教育長                ご質問などございませんか。

全委員                (なしとの声)

美術振興課長        (お知らせ)  
「大分市美術館冬の特別展」について

教育長                ご質問などございませんか。

全委員                (なしとの声)

教育総務課長        12月の教育委員会の日程につきまして調整をお願いいたします。  
12月24日水曜日の午後1時30分から定例教育委員会を開催いたし  
ます。どうぞよろしくをお願いいたします。なお、本日の会議終了後は、学  
習会がございますので、お時間をいただきたくお願い申し上げます。

以上でございます。

全委員                (了承)

教育長                他に事務局から何かございませんか。

全委員  
教育長

(なしとの声)

これもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後15時00分 閉会)